

議第101号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」といいます。）の一部改正に伴い，所要の規定の整備をします。

2 改正の内容

法の一部改正において，個人番号カード（マイナンバーカード）の発行主体が地方公共団体情報システム機構（以下「機構」といいます。）であることが明確化される（法第16条の2第1項）とともに，個人番号カードの発行に関する手数料について機構がその額を定め徴収でき（法18条の2第1項），その徴収事務を当該発行の申請者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に委託できる（法第18条の2第3項）ことが新たに規定されました。

これに伴い，個人番号カードの再発行に係る手数料の徴収主体は機構となり，市町村が当該手数料を徴収する根拠が機構との委託契約になることから，個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を削除します。

【用語説明】

地方公共団体情報システム機構とは，地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）に基づく国及び地方公共団体が共同して運営する組織で，マイナンバー制度に関する業務や地方公共団体の情報システムに関する業務を行っています。

3 施行期日

公布の日